

していかどうかお聞きしたいと思っております。

議長(石川信義君) 税務課長 田村忠雄君

税務課長(田村忠雄君) ただいまのご指摘のとおり確定した数字でございます。

議長(石川信義君) 十二番末次性男君

十二番(末次性男君) 福社会館管理費で百五十七万四千円の減という数字でございますが、これは予算編成時点における見込みと違によるものかどうか、その点についてお願いたします。

議長(石川信義君) 福祉事務所長 森田 猛君

福祉事務所長(森田 猛君) 福社会館の管理費につきましては大巾な減となり私も申し訳なく存しておりますが、この減となつた理としましては、福社会館は冷暖房つきで四月二十三日から入ったのでございしますが、学童保育が九月一日ということ、九月の補正時期にいわゆる夏料金、冬料金がそれぞれつかめなかつたということ、それも予算編成時期に至急間に合せるべく一応毎日の使用料等トータルを取ったわけでございます。電気は一日何

キロ、水道は何立米ぐらいかかるかということと計算を出したわけでございますが、その点大きな見込み違いが出たということとでございます。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 八番 中里元一君

八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て本原は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたに日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本原は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長（石川信義君） 二れより議案才十四号昭和四十五年度福生市一般会計補正予算才六号を採決いたします。

本案は原案とあり決するに二異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 二異議なしと認めます。よって議案才十四号は原案とあり可決いたしました。

議長（石川信義君） 日程才十九議案才十五号昭和四十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算才三号を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 森田武君

（市民課長 森田武君 登壇）

市民課長（森田武君） それでは昭和四十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算才三号につきまして説明申しあげます。才一条才才入才出それぞれ五百三十八万八千円を減額し、一億

五千七百三十三万円を定めようとするものでございます。まず二頁の才入につきまして説明を申しあげます。

国民健康保険事業に要する事業費のうち、国庫負担金は三月三十一日までの医療費の推計額に一定割合をかけたものが交付されております。今回の交付額の六百八十二万八千円の減額は事務費四十三万九千円の増額のほか、療養給付費の負担金七百二十六万七千円の減額が相殺されたものでございます。二の療養給付費の負担金の減額は、昨年七月から十二月までの六月間の医療費に定められた割合を算出して算出された結果出された数字で、当初の見積額より医療機関に支払う費用が低くなったということにございます。次に都の補助金百四十四万円のうち百三十九万

五千円は、一昨年東京都が実施いたしました老齢福祉年金支給者等に対する医療の無料化にともなう新規の補助制度でござい。これは無料にしますと受信回数かふえ必然的に医療が伸び、その結果市町村の負担が増加することからそのふえた部分の穴うめに対する補助金で、一人約七千三百円が交付される

九十人分を計上しております。これらの才入合計が一億五千七百三十三万円となつたわけでございます。

次に才出に移りまして、まず総務費では三十六万七千円、このうち保険料徴収補助金が三十五万五千円を占め、残りは一般事務費でございます。次に保険給付費において五百七十五万五千円の減額で、医療費が五百八十七万二千円の減、これは才入で申しあげましたように医療費の伸びが低くなったことによる減であります。さらに安全率を見込んで八％の上積みをして計上してあります。次の葬祭費の七万五千円は四十八名を見込んでおりまして、たがさらに十五名ふえまされたのでその分をここで計上したわけでございます。以上の合計が才入と同額の一億五千七百三十三万円となるわけでございます。

よろしくご審議のうえご可決くださるようお願い申し上げます。ごさいま。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

福生市議会

(応答なし)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 八番中里元一君。

八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から所

定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案第十五号昭和四十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算第三号を採決いたします。

本案は原案とあり決するに異議ございせんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（石川信義君） 異議なしと認めます。 よって議案第十五号は原案とあり可決いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第三議案第十六号昭和四十五年度福生市福生都市計画福生工地区画整理事業会計補正予算第三号を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。 都市計画課長浅見裕康君。

（都市計画課長浅見裕康君 登壇）

都市計画課長（浅見裕康君） ご指名をいただきましたので、議案第十六号昭和四十五年度福生市福生都市計画福生工地区画整理事業会計補正予算第三号につきまして説明申しあげます。

今回ご提案申しあげました補正内容としては、市長の施政方針演説にもふれましたように前回の全員協議会におきましてご承認

をいただいております。加美平地区区画整理事業にかかります資本金計画および工期につきましての債務負担行為の変更をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは補正内容につきまして説明を申しあげます。

今回補正をいたします金額としては千二百五十万円を減額いたしました。才入才出総額一億四千八百七十一万二千円と定めようとするものでございます。なお第二条におきましては債務負担行為の変更をお願いしております。

才入につきまして説明申しあげます。

補正額が千二百五十万円となっておりますが、これは先般区画整理事業が完了いたしました武蔵野台土地区画整理事業にかかります換地精算金の収入につきまして、前回の補正予算の編成時におきましては一括納付という形で見込んでおたのですが、その後分割納付の申請が相当出されました関係でこれを千二百万円を減額しようとするものでございます。残り五十万円につきましてはやはり武蔵野台の竣工式典における公社側の負担金といたしまして五十万

円を計上しておりましたが、これを現物支給ということでは、金ではなく、物でいたいた関係で才入減といたしましたものでございします。才入合計が一億四千八百七十一万円と変わってございします。次に才出につきましては、総務費におきまして五十二万円の減額となっておりまして、これは先ほども申しあげました竣工式の経費の節減ということとで五十万円、その他一般経常費におきまして二十万円、合計五十二万円の減となっております。事業費におきましては補正額はゼロでございします。当初予定しておりました工事の進捗状況あるいは工事個所の変更等によりまして内容に変更いたしました。特に多摩河原地区の事業費につきまして当初家屋移転等と予定しておりましたが、工事個所の変更をよぎなくされて、その後そのまま公社へり事業委託料として計上したということ、補償補給及び賠償金から委託料に組みかえたという形で、総額においては変更いたしておりません。それから諸支出金でございしますのが千二百万円の減額、これにつきましては才入で説明申しあげましたように武蔵野台の土地区画整理事業にかかります収入が分割納付という

形で減額されました。したがって支出におきましても分割文は、この形で交付対象者が減員されますので、才出額も千二百万円を減額しようとするものでございします。予備費におきましては才入出額の整理をいたしまして三万円を補正し、才出合計としまして千二百五十万円、合計一億四千八百七十一万二千円となる次第でございします。

オニ表の債務負担行為の補正でございしますが、先ほども申しあげましたように加美平区画整理事業につきまして金額および施行期間というものを変更していただいたわけにございしますが、ここで債務負担行為の補正といたしまして予算でございしたために変更案を提出申しあげたわけにございします。加美平につきましては昭和

三十八年度から四十五年度という施行期間でございまして、金額的には五億三千八百三十四万五千円という数字を現在の債務負担行為としてお願いしておりますが、これを昭和三十八年度から昭和四十八年度まで、金額にいたしまして十一億二千四百八十四万八千円と定めようとするものでございします。なお従前の債務負担行為



につぎましてはハム社への業務委託という形で、委託関係の経費として債務負行為をお願ひしておたのですが、今後は各区画整理会計の統計画をもちまして債務負担行為をお願ひするという形で変更いたしました関係でよけに金額が増加しているという形が出てきたわけでございます。多摩河原につぎしても同じような理由で件名も変更まして、内容は実質的には変更はないわけですが、年度は同じでございます。金額を先ほど申しあげましたように市が直接施行する分、いわゆる補償費等の関係がございしますが、これらを含めました関係で七億七千八十一万九千円となっていたものが九億七千七百九十六万円となるわけでございします。

以上雑ばくまでございしますが、よろしくご審議のうえ原案とありご決定くださるようお願いいたしまして説明にかえさせていただきます。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

議長（石川信義君） 二十番伊東忠次郎君

二十番（伊東忠次郎君） 本案に対しては全面的に賛成するものでござ



いですが、市長のお考えをお尋ねしたいと思ひますが、加美平区画整理においては一部反対者がございまして裁判になっておる地域がありまして非常に有利に行なわれておりますし、結審も間近かと聞いておりますが、万が一被告の市側が負けた場合には市長はどうゆうお考えをもっておられるか、またもう一点、市が有利になつて勝ちました場合には相当の損害をかけておりますし、また地えあるいは市民の多い血税で行なつてゐる関係上損害賠償請求を起す考えがあるかどうかお尋ねいたします。

議長（石川信義君） 市長石川常太郎君

市長（石川常太郎君） 施行については裁判関係でございしますので強力に押し進めたいと思つております。終つてからの損害ということですが、気持ではそういう気持を十分もっておりますけれども法のたて前からそれはございと思ひます。

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

議長（石川信義君） 八番中里元一君

八番（中里元一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第十六号については、委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案第十六号昭和四十五年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算ヲ三号を採決いたします。

本案は原案とおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第十六号は

原案とおり可決いたしました。

議長(石川信義君) 次に日程ヲ二十一議案ヲ十七号昭和四十五年度福生市水道事業会計補正予算(ヲ三号)を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。水道

課長上野重勝君。

(水道課長上野重勝君登壇)

水道課長(上野重勝君) 議案ヲ十七号昭和四十五年度福生市水道事業会計補正予算ヲ三号につきまして提案理由の説明を申しあげます。

本予算は予算の執行の現況にかんがみまして所用の補正を行なうものでございまして、ヲ二条におきましては、ヲ四期拡張事業費を設計委託料その他百十万円減額いたしました。一億五千四百八十四万一千円と定めようとするものでございまして、ヲ三条におきましては、収益的収入および支出の予定額の変更でございまして、収入においては変更ございませんが、支出におきまして二百三十九万三千円の減額でござ

がいまして、この内訳は営業費用において百九十九万三千円の減額、これは修繕費、職員給、固定資産除却費等の減額でございます。オ二項におきまして営業外費用四十万円の減額でございますが、これは一時借入金、利子の減額でございます。オ四条におきまして資本的収入および支出の関係でございますが、まず資本的支出が一億五千四百八十四万一千円、これに對しまして収入が一億二千九十九万四千円となり、ありますので差引きいたしまして三千三百九十九万一千円が不足するわけでございますが、この補てんいたしましては損益勘定留保資金二千三百四十八万二千円、建設改良積立金一千四十五万九千円を補てんしようとするものでございします。資本的収入につきましては変更ございません。資本的支出につきましては百十萬円の減額でございますが、先ほど申しあげましたように設計委託料その他の減額でございます。オ五条は議会の議決を経なければ流用できない経費でございますが、職員給与費の一部変更をいたしましてその額を四千六百十萬二千円にしようとするものでございします。オ六条はたな卸資産の購入限度額の変更でございますが、受託工事費の

減額にともないまして四百十六萬四千円を四百十一萬四千円に変更しようとするものでございします。

以上簡単でございしますが提案理由の説明といたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 八番中里元一君。

八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オ十七号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から所

定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに要議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 二異議なしと認めます。 ようて本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案オナ十七号昭和四十五年度福生市水道事業会計補正予算オナ三号を採決いたします。

本案は原案とおり決するに二異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) これより四時五十分まで休憩いたします。

午後四時三十九分 休憩

午後四時五十五分 開議

議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程オナニ議案オナ十八号昭和四十六年度福生市一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。 助

役 篠崎俊夫君

福生市議会

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

助役(篠崎俊夫君) 議案オナ十八号昭和四十六年度福生市一般会計予算についてその内容をご説明申しあげます。

昭和四十六年度市政の運営の大綱につきましては昌頭に市長から所信の表明をいたしましたので、その説明と重複しない範囲内で本当初予算案の内容についてご説明を申しあげたいと存じます。

まず一頁に記載されておりますの条文はいわゆる予算総則といわれるものでございまして、わ一条からオ四条からなりたっておりますのでありますが、この機会に本予算案の基本的な編成方針につきまして一言ご説明申しあげたいと存じます。

本予算案は福生市制施行後はじめに編成した予算でございしますが、わが福生市における昭和四十六年度行財政の見通しを概観いたしますと、まず収入の面におきましては本市には「中」以上の会社の組織の企業はたくさんはございませんので、最近における景気後退の影響は本市の市税の収入にそれほど影響するようなことはないと思えること、またご承知の八市女同によります、自転車競走事業

の開催により少なくとも一億円以上の収入が予想できること等が
プラス材料としてはたうている反面、支出の面におきましては市政の施
行によりまして生活保護費一年分約一億円を予算に計上しなければ
ならないこと、なお昭和四十六年度においても職員の人件費の引き
上げと、来年度も予想される土地開発基金の積立てのためにこ
の二つだけで統計一億円程度の財源を必要とすること等が予
想されるのでございますが、ただ競輪の収益につきましては自転車
競走事業を行なうことができる市町村とする旨の自治体の正式な
告示をまうませんと本予算案にその収益を才入予算として計上
することができずせんために、やむなく少なくとも一億円を上回るであ
ろう競輪事業の収益金は、今回は予算計上を留保すること
とし、そのかわりとして才出予算におきましても職員の人件費の引
き上げと土地開発基金の積立ての必要経費、合計約一億円を
たな上げすることといたしまして、その操作により本予算案にできる
だけ多額の事業費が計上できるように配慮いたしましたので、もって年度
当初からの予算執行に支障をきたさないようにできるだけ工夫をいた

した次でございませう。

次に二頁から四頁に記載されておりませう。オ一表才入才出予算
のうちオ一才入についてご説明を申しあげたいと存じます。

オ一表の市税収入におきましては本予算案に計上した金額は
五億九千二百四十五万二千円でございます。この金額は前年度
における当初予算の町税収入額と比較いたしますと約三三％の
増収を見込んだ次でございませう。

なおこの機会に国が予定いたします昭和四十六年度の市町村
税制改革案についてその大要をご説明申しあげますと、昭和四
十六年度の当初から市町村税制の改正が行なわれますのは、個人
の市民税と電気がス税の二つでございまして、まず個人の市民税に
つてましては住民負担の軽減をはかるために前年度に引き続きまし
て課税の最低限を約十三万円引き上げ、現在あります所得税
の課税最低限度の格差が二十八万円あるでございませうが、こ
れを約十六万円に縮小いたしますとともに基礎控除、配偶者控
除等各種の所得控除の引き上げも合せて行なおうとするものでござ